

鳴門市青少年会館及び市場・川崎児童館の移転に伴う改修工事のうち電気工事

図 面 目 録	
図面番号	図 面 名 称
E-01	特記仕様書(1)
E-02	特記仕様書(2)
E-03	既設盤類結線図(改修前・後)
E-04	新設盤類結線図、計測設備仕様書
E-05	1階幹線動力設備図
E-06	2階幹線動力設備図
E-07	1・2階電灯設備図
E-08	2階コンセント設備図
E-09	1階情報・通信設備図
E-10	2階情報・通信設備図
P-01	2階給排水衛生設備図

電氣工事仕様書

1. 工事名

鳴門市青少年会館及び市場・川崎児童館の移転に伴う改修工事のうち電気工事

II. 工事箇所

鳴門市大麻町三俣

III. 建物概要

建物名称	鳴門市人権福祉センター	構造	ＲＣ造	階数	地上３階
建築基準法による延床面積(㎡)	1, 3 4 9. 6 2㎡		消防法施行令別表第1の区分		1 5 項

IV. 工事種目

種 目	工 事 概 要
幹線動力設備	既設盤類の改修及び計測設備新設、それに伴う配管配線工事を行う。 (2階系統部分の回路及び水道の計測を行う。)
電灯コンセント設備	図示位置への照明器具、コンセントの新設及びそれに伴う配管配線工事を行う。
弱電設備工事	図示位置への来客報知設備の新設及びそれに伴う配管配線工事を行う。 図示位置への電話用配管及び情報用配管配線の新設工事を行う。

V. 共通仕様

特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築物工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和4年版）」（ただし、改修工事の場合は「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和4年版）」）及び「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（令和4年版）」による。なお、本工事が建築工事又は機械設備工事を含む場合は、それぞれの工事に係る標準仕様書による。また、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「電気設備工事監理指針（令和4年版）」を参考とする。

VI. 特記仕様1(一般共通事項)

◎設計図書の優先順位は、次の順とする。

- (1) 質疑回答書（(2) から (5) に対するもの）
- (2) 補足説明書
- (3) 特記仕様書
- (4) 図面
- (5) 公共建築改修工事標準仕様書（令和4年版）等

1. 本工事に必要な工事使用電力、水などの費用及び官公署への諸手續などの費用は本工事に含む。
 - 官公署その他への届出手続等は(標注 <1>1.1.3.)により行う。なお、(監理指針 <1>1.1.3.)を参考とする。
2. 工事写真はしゅん工後、着工前、機材、施工状況の順に写真帳に整理し、提出する。しゅん工については、工事目的物の状態が、また、機材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できること。国土交通大臣官庁官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」を参考とする。
3. 完成図等
 - (1) 本工事は電子納品の対象工事である。
 - (注) 電子納品とは、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品することという。
 - (2) 工事のしゅん工に際し、次の図書、資料を作成し、監督員と協議の上、提出する。
 - ・竣工図の製本×A2版2部、A3版1部(2つ折、原図版) ・竣工図の電子データ(CD-R)×2部 ・保全に関する資料×1部
 - ・工事写真：写真帳(着手前、竣工)×1部、電子データ×2部
 - ・使用材料一覧表(4部のうち3部は竣工図表紙裏面に貼付)の電子データ2部)
 - (注) ・竣工図(製本、データ共に)については、必要な関係図面(原図、CADデータ等を貸与)を修正して作成すること。
・竣工図の電子データ(CD-R)は、CADデータ(SFC形式及びオリジナル形式)及びPDFデータとする。
4. 工事の着手に先立ち工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督員に提出する。また、品質計画及び工種の施工計画書並びに施工図等を当該工事の施工に先立ち作成し、監督員に提出する。品質計画及び施工図等については、監督員の承諾を受ける。(標注 <1>1.2.2、<1>1.2.3)
品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき確認、試験又は検査を行う。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施す。
また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとる。(標注 <1>1.3.4、監理指針 <1>1.3.4)
使用する機材が、設計図面に定める品質及び性能を有することの証明となる資料(製作図、試験成績書を含む)を監督員に提出する。(JISマーク等表示品を除く)(標注 <1>1.4.2)
上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。
5. 設計図面に疑義が生じた、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、「疑義に対する協議等」(標注 <1>1.1.8)による。

~~6. 技能士の適用~~

「技能士の適用」については、次の技能検定作業（以下「作業」という。）のうち、各工事毎に適用する作業を指定するものとする。

技能士は、職業能力開発促進法による一級又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督官に提出すること。技能士は適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業するとともに、他の技能者に対して施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。

技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等、県が指定した内容を記載した名札により、資格を明示するものとする。

なお、指定のない作業についてもその活用を図ることとする。

○ 印 … 適用作業

工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業
仮設	とび	・ とび作業
鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業
コンクリート	コンクリート 圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業
型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業
鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業
防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ・ 塩化ビニル系シート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業 ・ 改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業
タイル	タイル張り	・ タイル張り作業
木	建築大工	・ 大工工事作業

工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業
屋根及びとい	建築板金 かわらぶき	・ 内外装板金作業 ・ かわらぶき作業
金属	建築板金	・ 内外装板金作業
左官	左官	・ 左官作業
建具	建具製作 サッシ施工 ガラス施工	・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業 ・ アルミ製室内建具製作作業 ・ ビル用サッシ施工作業 ・ ガラス工事作業
塗装	塗装	・ 建築塗装作業
内装	内装仕上げ 施工	・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーベット系床仕上げ工事作業 ・ 鋼製下地工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業
配管	表装 配管	・ 表具作業 ・ 壁装作業 ・ 建築配管作業
補栽	造園	・ 造園工事作業
機械設備	冷凍空調 機器施工	・ 冷凍空調と機器施工作業

7. 本工事の施工及び管理に当たり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿を提出する。
8. 本工事のうち建築工事、電気工事及び管工事について下請業者を使用する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を持した者を選定すること。
9. 機器類は、図示する形状又は配管などの取出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。
10. 壁等のコンクリート、壁等の配管貫通部の穴開けは、原則としてダイヤモンドカッターによる。(改修様式「1」2.11.3)梁、スラブ等の構造体貫通の場合は、施工方法について監督員の確認を受けた後に施工する。
11. 本工事の施工に伴い既存部分を汚染又は損傷した場合は、既成にならぬ補修する。
12. 他工事との取り合いは下表による。

工 事 項 目	建築工事	電気工事	管 工 事	空調工事	別途工事	備 考
はり貫通部のスリーブ		○	○	○		
同上補強	○					
盤・便器等の箱入れ		○	○	○		
同上補強	○					
天井埋込箇所の天井材の切込み	○					
同上補強	○					

13. 発生材の処理等は、「発生材の処理等」(標仕 <1>1.3.9)により行う。

（1）産業廃棄物の種類ごとに次の処分場を指定する。なお、本工事に限る個別契約を処分許可業者と交わすこと。

[illegible]

(注) 表中「優良・棚」に凡印の入っている業者は、「徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定業者」であることを示す。

① コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。

② 上記以外の許可業者の処分場でも差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書を書き、減額変更を行うことがある。

なお、上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者（以下、「優良産業処分業者」という。）に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産業処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産業処分業者以外の処分場へ処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。

(2) 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事中に変更がある場合においても同様とする。

- ① 調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。
- ② 監督員へも結果を提出すること。
- ③ 調査結果は3年間保存すること。
- ④ 調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。
- ⑤ 分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-1によること。

- (3) PCBを含む機器は、調査を添えて引き渡しとする。
- (4) 空調機器等の整備や撤去処分を行う場合は、フロア類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基き、作業や手続を行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。
- (5) 受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、又は自ら運搬の場合においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。
- (6) 受注者は、建設副産物が排出される工事にあつては、建設発生土は建設発生土調書、産業廃棄物は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されていると確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書（様式3）を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があつた場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。
- (7) 受注者は、資源の有効利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）に基づく建設業に属する事業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第19条）第8条で規定される工事、又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次資源を含む。）、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場へ搬入する場合には、（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「COBRSI」という。）により再生資源利用計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。
- 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する業者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第7条で規定される工事、又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRSIにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。

	IZUMI SEKKEISHITU	工事名称	鳴門市青少年会館及び市場・川崎児童館の移転に伴う改修工事のうち電気工事	図面名称	特記仕様書（１）	縮尺	－
		(株) 泉設計室 〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町斉田字浜端西6-1番地 TEL・FAX 088-685-9345		1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治 事務所登録番号 徳島県知事登録第 01046号		図面番号	E-01

25. 受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。
26. 受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。
27. 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。
28. 受注者は、輸送経路等において、上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの荷台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。
29. 受注者はトラック（クレーン装置付）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置、ブームの高さを制限する装置等）付の車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。
30. 受注者は、高さが2m以上の箇所で行作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。
31. 受注者は、休日・夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出しなければならない。
32. 受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」（自由様式）の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。
33. 上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階（天井）のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工を得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。
34. 本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示 平成13年4月9日改正）」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。
35. 本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3.10.8 建設省経機発第249号 最終改正 平成14.4.1 国総施第225号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。
36. 耐震施工
- 「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説（平成8年版）（建設大臣官庁官庁営繕部監修）」によることとし、施工は「建築設備耐震設計・施工指針（2014年版）（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修）」による。
- (1) 本工事の建物分類は、（特定の施設）、一般の施設）であり、地域係数は、（1.0・0.9）とする。
- (2) 設計用水平地震力は、機器の質量（自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効質量）に、地域係数及び設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、特記なき場合の設計用水平震度は次による。

設計用標準水平震度		特定の施設		一般の施設	
設置場所	機器種別	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、 屋上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水 槽 類	2.0	1.5	1.5	1.0
中層階	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6
1階及び地下階	機 器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6

- (注) 上層階の定義は次のとおりとする。
- 2～6階の場合は最上階、7～9階の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階
- 重要機器（・配電盤・自家発電装置・交換機・直流電源装置・UPS・火災報知受信機・中央監視制御装置・構内情報通信網装置・）
- (3) 設計用鉛直地震力は、設計水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。
- (4) 質量100kg以下の軽量な機器（標仕の適用を受けるものは除く）の取付けについては、機器製造者の指定する方法で確実に取付けを行うものとし、特に計算を行わなくともよい。

37. 各種荷重計算
- 対象機材（・避雷針支持管・テレビアンテナマスト・風力発電装置・太陽電池アレイ・）
38. 強度計算
- 対象機材（・ブロックマンホール及びハンドホール・自家発電装置配管類支持材・ケーブルラック支持材・垂直ケーブルの最終端支持材・照明用ポール・）
39. 土工事の残土処分
- （・構外に搬出し適切に処理・土壌検査を本工事で（・行う（徳所）・行わない）・構内敷きならし・構内の指示場所に集積）
- なお、民間の残土処分場等へ搬出する場合は「徳島県生活環境保全条例」によること。
40. コンクリート工事
- 梁変電盤基礎（・強度試験（・第三者機関・JIS工場）・構造体強度補正値(S)による補正・調査表提出・アルカリ骨材反応抑制対策確認・鉄筋材料の規格品証明書提出）
- ※強度試験の立会いについて、試験を第三者機関で行う場合は、現場代理人又は主任（監理）技術者が、JIS工場の場合は、立ち会い者を定め監督員の承認を受け、行うものとする。

41. 揮発性有機化合物を使用した材料の使用制限
- ・塗料は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
42. 設計変更箇所確認（設計事務所による工事監理がある場合に適用）
- 工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること
- 工事しゅん工前に全ての設計変更箇所について、監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること

43. 次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。

当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事
3千万円未満	—	1回
3千万円以上5千万円未満	—	2回
5千万円以上1億円未満	1回	2回
1億円以上	2回	3回

- (注) ・低入札工事は、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。
- 一般入札工事は、低入札工事以外の工事をいう。
- ・中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。
- ・中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することが出来る。
44. 工事に影響のある範囲内の重要備品等（有・~~無~~）

備品等名称	
保管場所	
注意事項	

45. 仮設トイレの洋式化
- 受注者は仮設トイレを設置する場合、次のとおりとしなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。
- ・当初請負対象金額（設計金額）5千万円未満の工事
- 原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合、設置する仮設トイレは、「女性専用トイレ（快適トイレ）」とする。
- ・当初請負対象金額（設計金額）5千万円以上の工事
- 原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。
- 受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。なお、洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。
- 快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。
46. デジタル工事写真の小黑板情報電子化
- 受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。
- 対象工事は、徳島県OALS/ECホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化の運用について（県土整備部）」に記載された全ての内容を適用することとする。
47. 工事検査及び技術検査
- 設計図書（各施工計画書を含む）に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。
- 試験等によらなければ、確認できない工事（製品）については、試験等計画書（施工計画書に記載）を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。
- ・鳴門市工事検査規定及び鳴門市工事検査基準に基づき検査を受けること。
- ・本工事に伴う諸官公署への各種申請は請負業者が行うものとし、費用（完了検査手数料等）については請負業者の負担とする。

VII. 特記仕様2（特記事項）

- ~~1. 最上階の天井配管は、原則二重天井内のいんべい施工とし、屋上スラブへの埋め込みは行わない。（最上階が二重天井の場合に限る。）~~
2. 長さ1m以上の入線しない電線管には1.2mm以上のビニル被覆鉄線を挿入する。（標仕 <2>2.2.9、<2>2.12.4）
3. フラッシュプレート の材質は新金属製とする。
4. カバープレート及びブルボックス蓋にはシール等で用途別表示を行う。なお、屋外部分の表示はエッチングプレート等の耐候性を有するものとする。
5. 盤内、幹線ブルボックス内、ケーブルラック上の要所、マンホール・ハンドホール内、その他の要所には合成樹脂製、ファイバ製等の表示札等を取付け、回路の種別、行先等を表示する。（標仕 <2>2.2.10、<2>2.12.5）
- なお、屋外において直接外気に触れる場所（盤内、ブルボックス内を除く。）及びマンホール・ハンドホール内の表示札等はエッチングプレート等の耐候性を有するものとする。
6. 屋外の金属製防水形ブルボックスは、（ステンレス製・銅板製）とし、（メラミン焼付塗装・溶融亜鉛めっき製・塗装を行わない）とする。
- ~~7. スリーブ材料及び施工は、標仕 <1>2.9.1、標準圖 電力71～74、監理指針 <1>2.9.1、<2>2.1.12 による。~~
8. 分電盤、制御盤、端子盤などの2次側以降の配線で、配線経路、電線太さ、電線本数、管径などは監督員との協議により図面表示と多少相違させてよい。
- ~~9. 分電盤からの予備配管として、分電盤の予備回路数（スペースを含む）に応じた配管を天井裏まで立上げる。~~
- ~~10. E-D接地線の材料はE8とし、L=10、L=1,500とする。接地線の埋設位置には、屋外灯のポール等で埋設位置が明確な場合を除いて接地極埋設標を設ける。~~
11. PF管は波付一重管、タイプ-25とする。
12. 屋外及びビット内の支持金物等はステンレス製（SUS304）又は溶融亜鉛めっき製（HDZ35以上）とする。
13. あと施工アンカーボルトの選定については、次による。
- (1) 機器類の固定には、金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーを使用し、次の機器については、施工後確認試験を行う。（・受変電設備・自家発電装置・太陽光発電設備（蓄電池を含む）（配電盤））
- (2) 配管の吊り及び支持材の固定には、その自重に十分耐えうるアンカーを使用する。なお、耐震支持に使用する躯体取付用のアンカーは金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーとする。
- (3) 屋外に使用するものはステンレス製（SUS304）又は溶融亜鉛めっき製（HDZ35以上）とする。
14. 次の部分の露出する電線管、支持金物、架台等は塗装を行う。
- （・一般居室、廊下等）
- 亜鉛めっき金属電線管はエッチングプライマー1層（JIS-K-5633）による化学処理を行った後調合ペイント2回塗りとする。
- 屋内、屋外及びビット内の支持金物等のうち、ステンレス製（SUS304）又は溶融亜鉛めっき製のものは、原則塗装を行わない。屋外布設の厚鋼電線管は、めっき付着量が300g/m²のものを使用し、塗装不要とする。
- ~~15. 地中管路の埋設深さは車道道路は0.6m以上、それ以外は0.3m以上とし、高圧地中配線以外も埋設標識シートにより埋設標示を行う。~~
- ~~16. 地中管路に耐候性のない管材を使用する場合は、地上立ち上がり部で耐候性のある管材に接続すること。~~
17. 改修又は増設工事等において既設配線との接続が本工事に含まれる場合は、工事着手前及び工事完了後に既設配線の絶縁抵抗を測定する。
18. 分電盤等において、外部から分岐回路の接地線を接続する端子又は銅帯は、分岐回路の配線用遮断器等の負荷側近くに設ける。（標仕 <2>1.7.4）なお、単線接地線の接続にはセルフアップねじ等電線じか接続可能な端子とすることが望ましい。
- ~~19. 太さ4mmφ以上の電線をターミナルラグにより機器に接続する場合は、増締確認の表示を行う。（標仕 <2>2.1.2）~~
20. ケーブルを集合して束ねる場合は、許容電流について必要な補正を行い、配線の太さに影響を与えない範囲で束ねる。（標仕 <2>2.10.4.5）
21. 機材の検査に伴う試験については、標仕 <1>1.4.5により行う。
- 製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。
22. 通信・情報設備の弱電流電線は絶縁抵抗測定を行う。（標仕 <6>2.28.2）
- ~~23. 自家用電気工作物の保安規程に基づき、電気主任技術者による工事中の点検並びに工事完成時の検査を実施し、成績書を提出する。~~

VIII. 機材等

1. 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの、又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
2. 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の(1)から(3)の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。
- (1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。
- (2) 法令等で定めがある場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること。
- (3) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。

品 目	機 材 名 ・ 注 記
LED照明器具	一般屋内用に限る
盤類	分電盤（実験盤を含む）、制御盤、キュービクル式配電盤、高圧スイッチギヤ（CW形、PW形）
高圧機器	高圧交流遮断器、高圧進相コンデンサ、高圧限流ヒューズ、高圧負荷開閉器 高圧変圧器（特定機器）、高圧避雷器
蓄電池	ベント形据置鉛蓄電池、制御弁式据置鉛蓄電池 据置ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池
交流無停電電源装置	300kVA以下のもの
太陽光発電装置	出力10kW以上のパワーコンディショナ及び系統連系保護装置（系統連系保護機能を有するパワーコンディショナを含む。） ※太陽電池アレイ及び接続箱を除く
監視カメラ装置	
中央監視制御装置	
鉄鉄製ふた（マンホールふた）	

	I ZUMI SEKKEI SHITU	工事名称	鳴門市青少年会館及び市場・川崎児童館の移転に伴う改修工事のうち電気工事	図面名称	特記仕様書（2）	縮尺	—
		(株) 泉設計室		1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治			
		〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町齊田字浜端西6-1番地	TEL・FAX 088-685-9345	事務所登録番号 徳島県知事登録第 01046号	図面番号		E-02

改修前

壁名称 形 式 仕 様 階数 設置場所	回路区分 電気方式 容量合計 番号 一次配線	壁内経路	負荷番号	負荷名称	電圧 (V)	負荷容量				開閉器				二次側配線	備 考		
									TOTAL	種別	極数	AF	AT				
L-2 屋内埋込型 銅板製 2階 廊下	一 般 1φ3W 100/200V 14.8 kVA 既存 1V80 x3	①		L-3-1へ(電源送り)	100/200				7.615					既存1V60□	開閉器なし		
				LM-2へ(電源送り)	200				5.920					EM-CE8□-3C	開閉器なし		
			(誘)	誘導灯回路	誘導灯回路	100				50	H	2	30	20			
				主幹		100/200					M	3	100	75			
			(非)	非常照明回路		100				200	H	2	30	20			
			(A)	電灯回路 (学習室1~3・和室)		100				1.030	H	2	30	20			
			(A)	電灯回路 (資料室・図書室・会議室)		100				726	H	2	30	20			
			(1)	電灯回路 (廊下・男女WC・湯沸し室)		100				622	H	2	30	20			
			(2)	コンセント回路 (会議室)		100				400	H	2	30	20			
			(3)	コンセント回路 (学習室2・3南)		100				400	H	2	30	20			
			(4)	コンセント回路 (学習室2・3北)		100				600	H	2	30	20			
			(5)	コンセント回路 (学習室1)		100				400	H	2	30	20			
			(6)	コンセント回路 (図書室)		100				500	H	2	30	20			
(7)	コンセント回路 (和室)		100				300	H	2	30	20						
(8)	電灯回路 (階段)		100				200	H	2	30	20						
(9)	換気扇電源 発電機接続盤 (H-1) へ		100				443	H	2	30	20						
(10)	予備回路		100					H	2	30	20						
(11)	コンセント回路 (女子WC)		100				600	E	2	30	20						
(12)	コンセント回路 (男子WC)		100				300	E	2	30	20						
(13)	コンセント回路 (ミニキッチン電気温水器)		100				1.100	E	2	30	20						
(14)	コンセント回路 (ミニキッチンIH電源)		100				1.300	E	2	30	20						

改修後

壁名称 形 式 仕 様 階数 設置場所		回路区分 電気方式 容量合計 番号 一次配線		壁内経路	負荷番号	負荷名称	電圧 (V)	負荷容量				開閉器			二次側配線	備 考							
								TOTAL				種別	極数	AF			AT						
L-2 屋内埋込型 銅板製 2階 廊下		一 般 1φ3W 100/200V 14.8 kVA 既存 1V80 x3		①	○	L-3-1へ(電源送り)	100/200			7. 615					既存1V60□	開閉器なし							
						LM-2へ(電源送り)	200			5. 920					EM-CE8□-3C	開閉器なし							
						(誘)	誘導灯回路	誘導灯回路	100				50	H	2	30	20						
							主幹		100/200					M	3	100	75						
						※新設電灯盤 (L-2-1) 内 多回路エネルギーモニター本体ユニットへ CTケーブル他付属品一式共															※CT (100A) x2増設		
						(非)	非常照明回路		100			200	H	2	30	20							
						(A)	電灯回路 (学習室1~3・和室)		100			1, 030	H	2	30	20							
						(A)	電灯回路 (資料室・図書室・会議室)		100			726	H	2	30	20							
						(1)	電灯回路 (廊下・男女WC・湯沸し室)		100			622	H	2	30	20							
						(2)	コンセント回路 (会議室)		100			400	H	2	30	20							
						(3)	コンセント回路 (学習室2・3南)		100			400	H	2	30	20							
						(4)	コンセント回路 (学習室2・3北)		100			600	H	2	30	20							
						(5)	コンセント回路 (学習室1)		100			400	H	2	30	20							
						(6)	コンセント回路 (図書室)		100			500	H	2	30	20							
						(7)	コンセント回路 (和室)		100			300	H	2	30	20							
						(8)	電灯回路 (階段)		100			200	H	2	30	20							
						(9)	換気扇電源 発電機接続盤 (H-1) へ		100			443	H	2	30	20							
						(10)	未客報知用電源		100			50	H	2	30	20							
						(11)	コンセント回路 (女子WC)		100			600	E	2	30	20							
						(12)	コンセント回路 (男子WC)		100			300	E	2	30	20							
(13)	コンセント回路 (ミニキッチン電気温水器)		100			1, 100	E	2	30	20													
(14)	コンセント回路 (ミニキッチンIH電源)		100			1, 300	E	2	30	20													
新設電灯盤 (L-2-1) へ(電源送り)										100/200			4. 665		EM-CE5. 5□-3C、E3. 5□								
M-1 屋外露出型 SUS製防水型 1階 外壁		一 般 3φ3W 200V 10. 02 kW EM-CE14□-3C		②	⊗	※多回路エネルギーモニター本体ユニット増設 CTケーブル他付属品一式共																	
						主幹												M	3	50	50		
						(1)	空調室外機 (ACP-7) 1階調理実習室	200			2. 88	E	3	50	30	EM-CE3. 5□-3C、E2. 0 (E25)							
						(2)	空調室外機 (ACP-3-3) 2階学習室 (3)	200			2. 38	E	3	50	30	EM-CE3. 5□-3C、E2. 0 (E25)	※CT (50A) x2増設						
						(3)	空調室外機 (ACP-3-2) 2階学習室 (2)	200			2. 38	E	3	50	30	EM-CE3. 5□-3C、E2. 0 (E25)	※CT (50A) x2増設						
						(4)	空調室外機 (ACP-3-1) 2階学習室 (1)	200			2. 38	E	3	50	30	EM-CE3. 5□-3C、E2. 0 (E25)	※CT (50A) x2増設						
						(5)	多回路エネルギーモニター電源	200				M	3	50	15	EM-CE2. 0-3C							
						LM-2 屋外露出型 SUS製防水型 2階 外壁		一 般 1φ2W 200V 5. 92 kVA EM-CE8□-2C		③	⊗	※多回路エネルギーモニター本体ユニット増設 異種系統ユニット増設 CTケーブル他付属品一式共											
												(C)	空調室外機 (ACP-10-1) 2階会議室	200			1. 72	E	2	50	20	EM-CE3. 5□-2C、E2. 0 (E25)	※CT (50A) x1増設
												(D)	空調室外機 (ACP-10-2) 3階和室	200			1. 72	E	2	50	20	EM-CE3. 5□-2C、E2. 0 (E25)	
(E)	空調室外機 (ACP-11-2) 2階図書室	200			2. 48							E	2	50	30	EM-CE3. 5□-2C、E2. 0 (E25)	※CT (50A) x1増設						
(F)	多回路エネルギーモニター電源	200										M	2	50	15	EM-CE2. 0-3C							
(1)	空調室外機 (ACP-5) 1階老人ルーム	200			4. 56							E	3	50	30	EM-CE3. 5□-3C、E2. 0 (E25)							
(2)	空調室外機 (ACP-4) 2階和室	200			3. 58							E	3	50	30	EM-CE3. 5□-3C、E2. 0 (E25)	※CT (50A) x2増設						
◎特記 ・図示 部分は今回改修部分を示す。(2階系統部分の電路計測を行う。) ・図示 ----- 部分は既設そのまま再利用とする。																							

IZUMI SEKKEISHITU

工事名称

鳴門市青少年会館及び市場・川崎児童館の移転に伴う改修工事のうち電気工事

図面名称

既設盤類結線図(改修前・後)

縮尺

—

(株)泉設計室
〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町斉田字浜端西6-1番地

TEL・FAX 088-685-9345

1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治
事務所登録番号 徳島県知事登録第 01046号

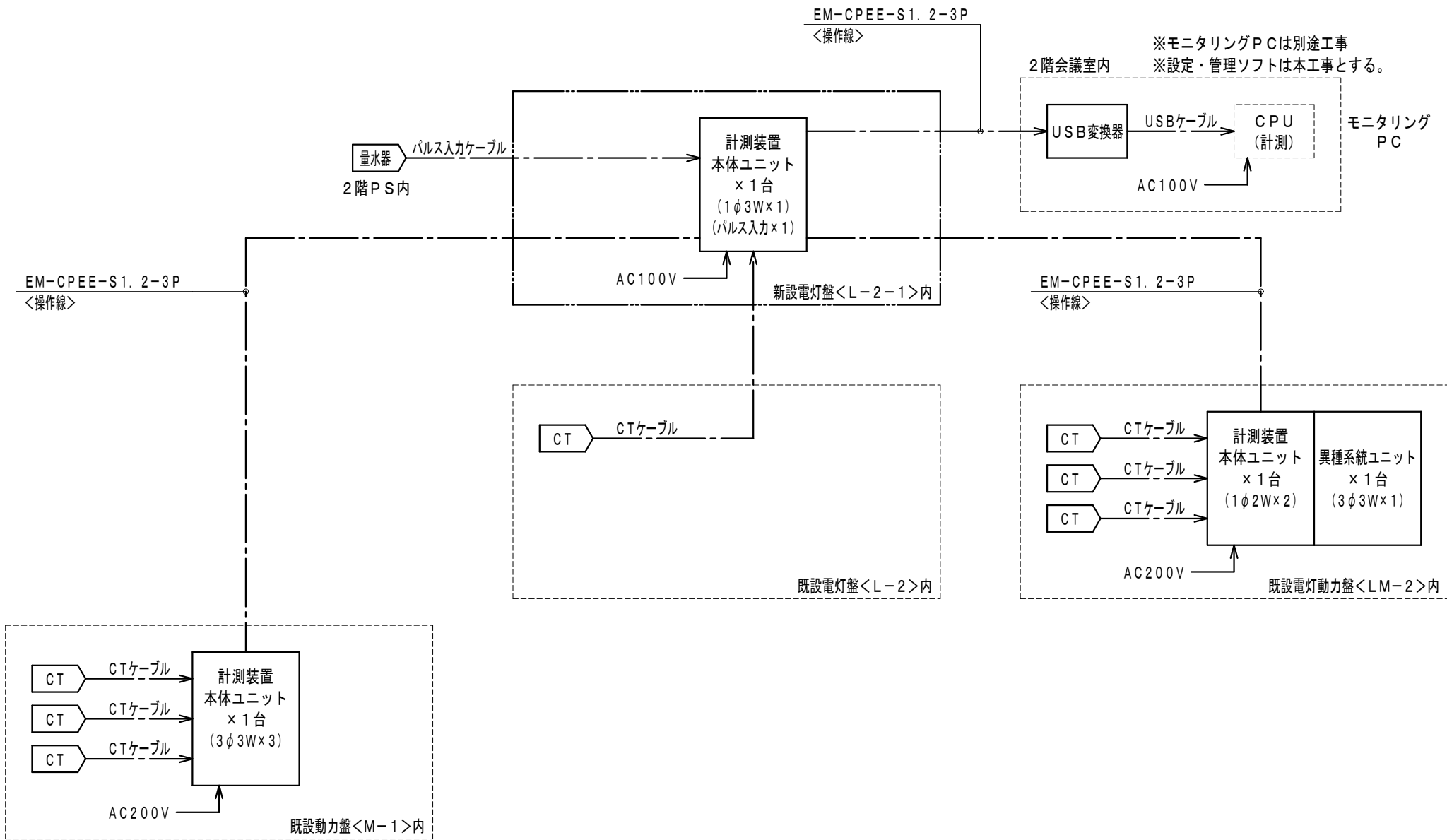
図面番号

E-03

新設盤類結線図

盤名称 形 式 仕 様 階数 設置場所		回路区分 電気方式 容量合計 番号 一次配線		壁内結線	負荷番号	負荷名称	電圧	負荷容量				開閉器				二次側配線	備 考	
							(V)				TOTAL	種別	極数	AF	AT			
L-2-1 屋内壁掛型 銅板製 2階 廊下		一 般 1φ3W 100/200V 4.665 kVA 新設 EM-CES.5 ^W -3C		⊗ ✕ ● ET		※多回路エネルギーモニター本体ユニット組込												
						CTケーブル、パルス入力ケーブル他付属品一式共												

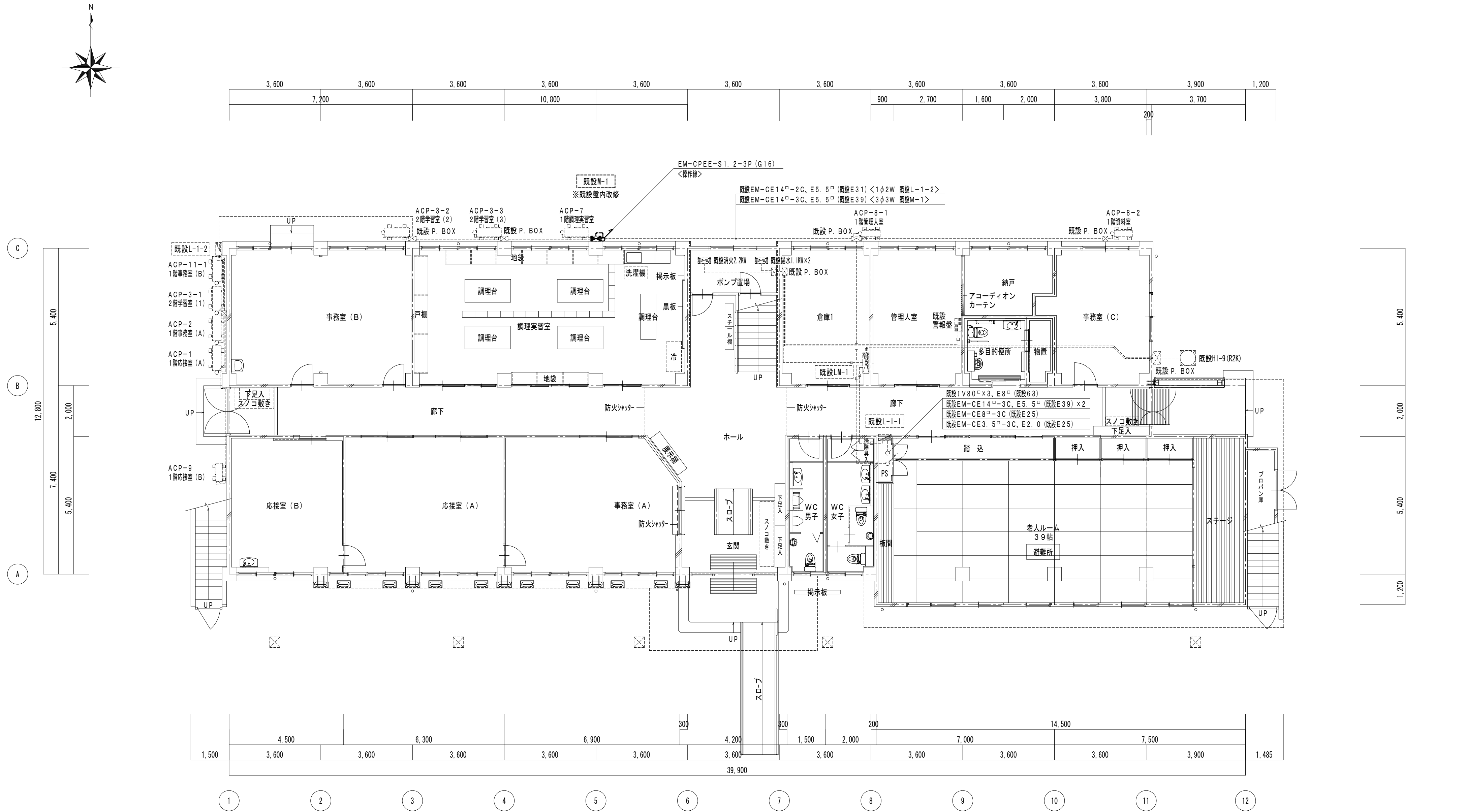
計測設備システムブロック図



計測設備仕様書

- システム概要
 - 本システムは、2階における電力量及び給水使用量の計測を行い、その計量データを管理するものである。
 - 2階のエネルギー計測は、各電灯盤内に設置した多回路型のエネルギーモニターにより行なうものとする。
また、電力計測方式は専用変流器 (CT)、新設遠隔式量水器 (パルス発信式、給水用) より行なうものとする。
 - エネルギーモニターにて収集したデータは、当該装置のメモリおよびSDカードと、ネットワーク接続された管理パソコンにて蓄積されるものとする。
 - 管理パソコンには専用ソフトをインストールし、収集したデータをもとに各種グラフ・帳票の表示と、CSVデータ出力ができるものとする。
- 機能仕様
 - 多回路エネルギーモニター
 - 機器概要
多回路エネルギーモニターは、本体ユニットと増設ユニットおよび表示設定ユニットにより構成される。
本体ユニットでは、4回路までの積算電力量および電圧、電流、電力、力率、給水使用量の計測ができるものとする。
なお、5回路以上の計測を行なう場合には、4回路単位での追加計測ができる増設ユニットを接続し、ビルドアップ方式で、本体+増設ユニット (最大3台) の最大16回路までの計測ができるものとする。
また、多回路エネルギーモニターの計測値表示と各種設定については、表示設定ユニットを本体ユニットに接続することにより、現場で計測値の確認とCTの設定が行えるものとする。
 - データ保存機能
 - 1時間毎、1日毎のデータのメモリ保存が可能とする。
 - 1分毎のトレンドデータ (詳細ロギング) のメモリ保存が可能とする。蓄積データは、CSV形式のデータとして取り出しが可能なものとする。
また、SDカード (別途※) にデータを収集し、保存することが出来るものとする。
(※推奨SDカード バナソニック (株) 製 Pro High speed 容量512MB〜2GB 同等品)
 - シリアル通信・データ収集機能
管理パソコンにインストールした専用ソフト (電力管理ソフト) を用いて、ネットワークに接続された多回路エネルギーモニターごとのエネルギーデータの収集が行えるものとする。
なおネットワーク上には、多回路エネルギーモニターの本体ユニットが最大31台まで接続することができ、I/F変換器 (USB/R485変換器) を介して、管理パソコンと接続するものとする。
 - 管理パソコン 電力管理ソフト
 - データ収集機能
多回路エネルギーモニターから収集したデータを、管理パソコンにて保存することができるものとする。
データ収集については、自動収集機能を備えるものとし、当該ソフト起動時に、前回収集時から現在までの未収集データを自動的に取り込むものとする。
なお、本ソフトの起動中は、設定された時間毎にデータを自動的に収集するものとする。
 - 帳票機能
データ収集機能で保存したデータをもとに、帳票 (日報、週報、月報、年報) を作成することができるものとする。
なお、帳票の締め日は、任意に設定ができるものとする。
表示した帳票データのグラフ表示・印刷ができるものとする。また帳票データは、CSV形式ファイルで保存・印刷ができるものとする。
 - 計測機能
多回路エネルギーモニターの現在の情報 (瞬時データ) を表示することができるものとする。
また、計測グループとしてグループ単位での表示ができるものとする。
 - 通信エラー状態表示機能
多回路エネルギーモニターの通信エラー状況をシステム全体で表示することができるものとする。
 - システム設定機能
 - パスワード設定機能
管理パソコンからパスワードの設定を行い、不正な表示や操作の制限が行えるものとする。
 - 多回路エネルギーモニター設定機能
各多回路エネルギーモニターのパラメータ設定が行えるものとする。
 - カレンダー・時刻設定機能
管理パソコンの時刻設定ができるものとする。
 - メンテナンス機能
各多回路エネルギーモニターの設定および積算値データを取得し、多回路エネルギーモニターへ送信することができるものとする。
また、帳票に表示する各エネルギーモニターの名称、回路名称の作成／編集が行えるものとする。
 - データ編集・演算機能
 - データ編集機能
特定の回路を選択し、新たに帳票登録が行えるものとする。
 - データ演算機能
特定の回路同士を選択し、並べて日報帳票登録が行えるものとする。
 - 日付比較帳票設定機能
各回路のデータを、異なる日付毎に比較することができるものとする。
 - トレンド機能
計測データを指定間隔 (1、2、3、5、10、15、20、30分) で収集し、帳票を数値ととグラフ化することができるものとする。

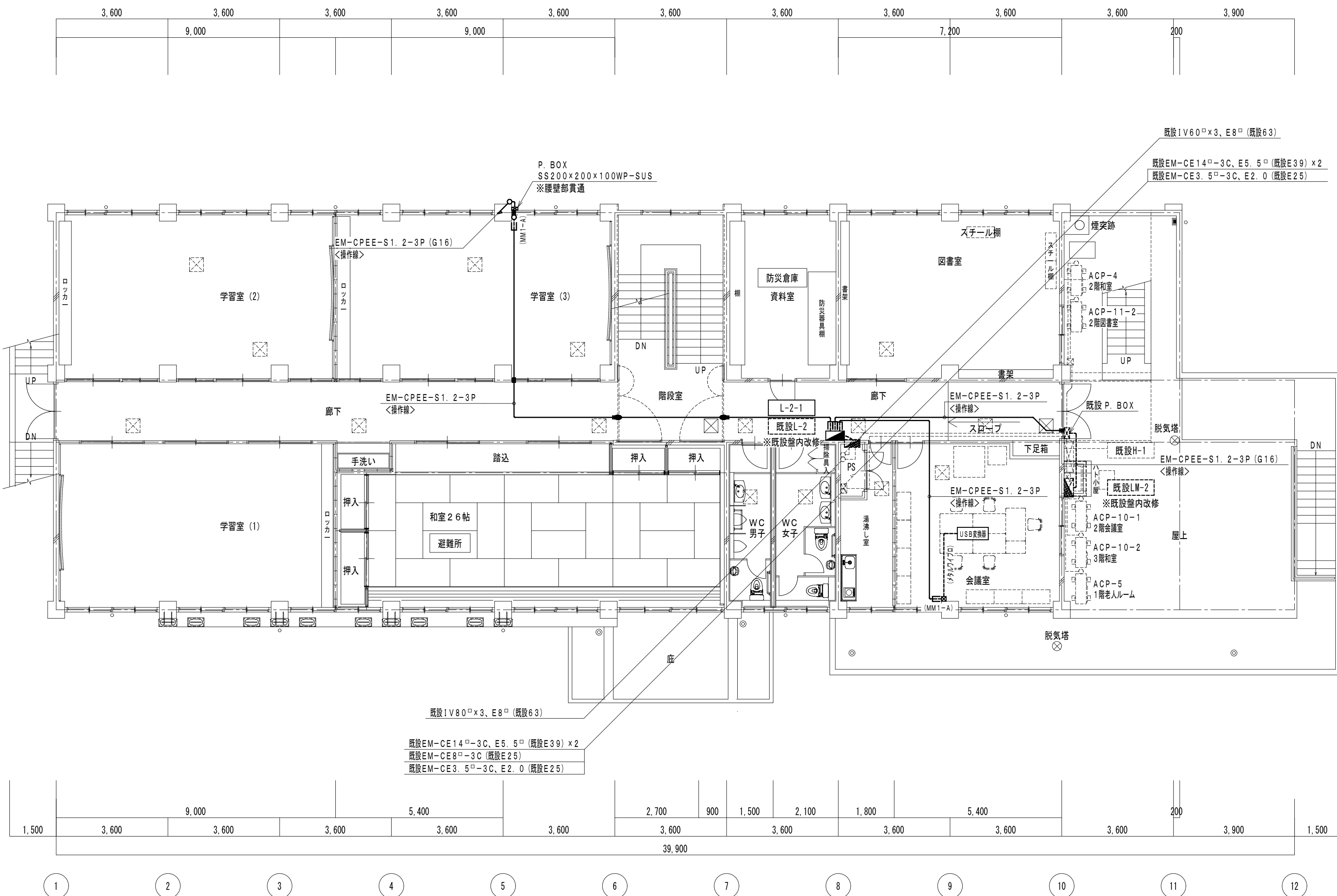
I Z U M I S E K K E I S H I T U		工事名称	鳴門市青少年会館及び市場・川崎児童館の移転に伴う改修工事のうち電気工事		図面名称	新設盤類結線図、計測設備仕様書	縮尺	—
		(株) 泉設計室 〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町斉田字浜端西6-1番地	TEL・FAX 088-685-9345		1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治 事務所登録番号 徳島県知事登録第 01046号	図面番号	E-04	



1 階幹線動力設備図 1/100

◎特記
・図示 ----- 部分は既設そのまま再利用とする。

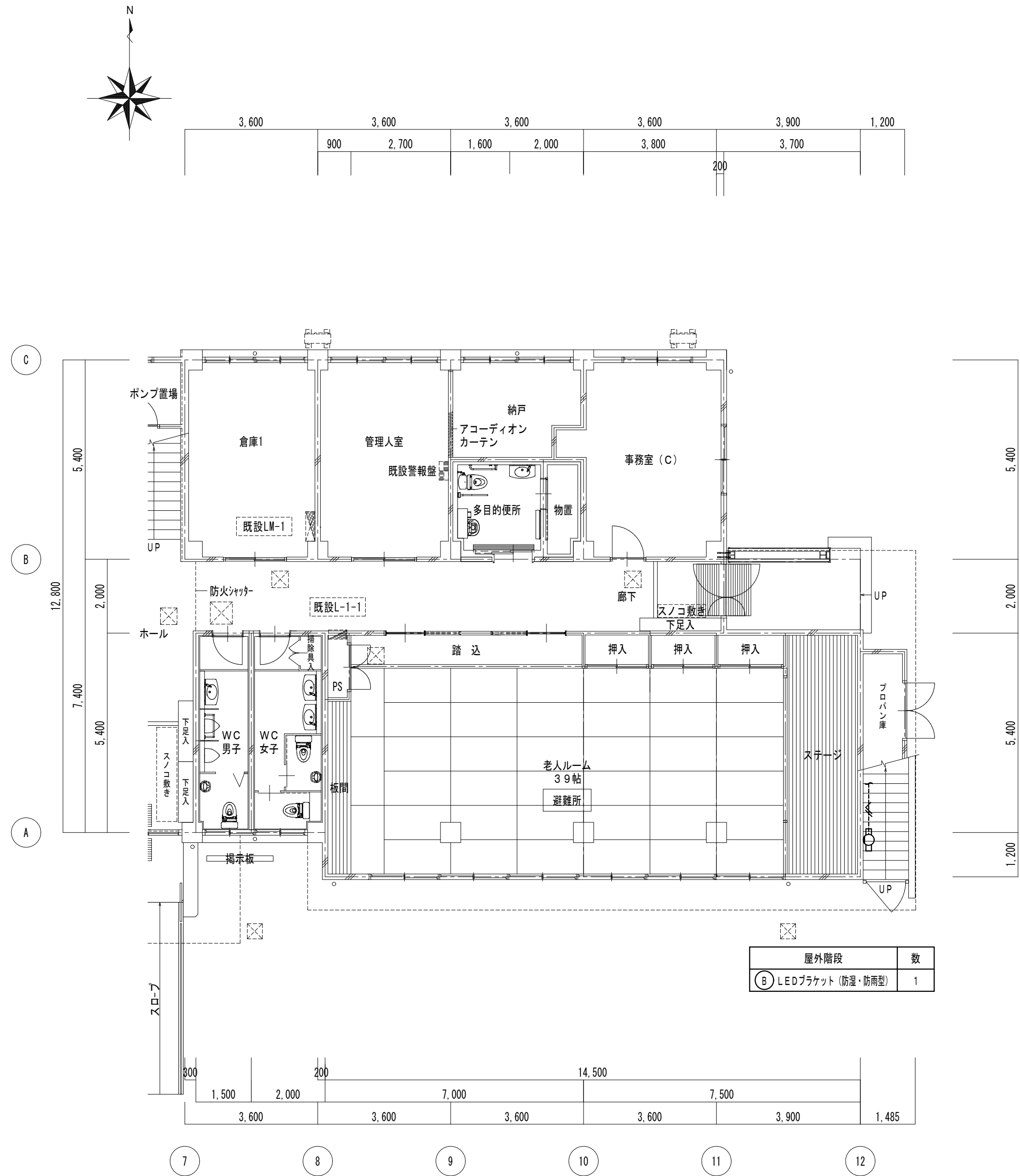
IZUMI SEKKEISHITU			工事名称	鳴門市青少年会館及び市場・川崎児童館の移転に伴う改修工事のうち電気工事		図面名称	1 階幹線動力設備図	縮尺	1/100
			(株) 泉設計室 〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町斉田字浜端西6-1番地		TEL・FAX 088-685-9345	1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治 事務所登録番号 徳島県知事登録第 01046号		図面番号	E-05



◎特記

- ・ 図示  部分はコア穴明け補修を示す。
- ・ 図示  部分は新設天井点検口<建築工事>を示す。
- ・ 図示  部分は既設天井点検口を示す。
- ・ 図示  部分は既設そのまま再利用とする。
- ・ 図示  部分は区画貫通処理施工を示す。

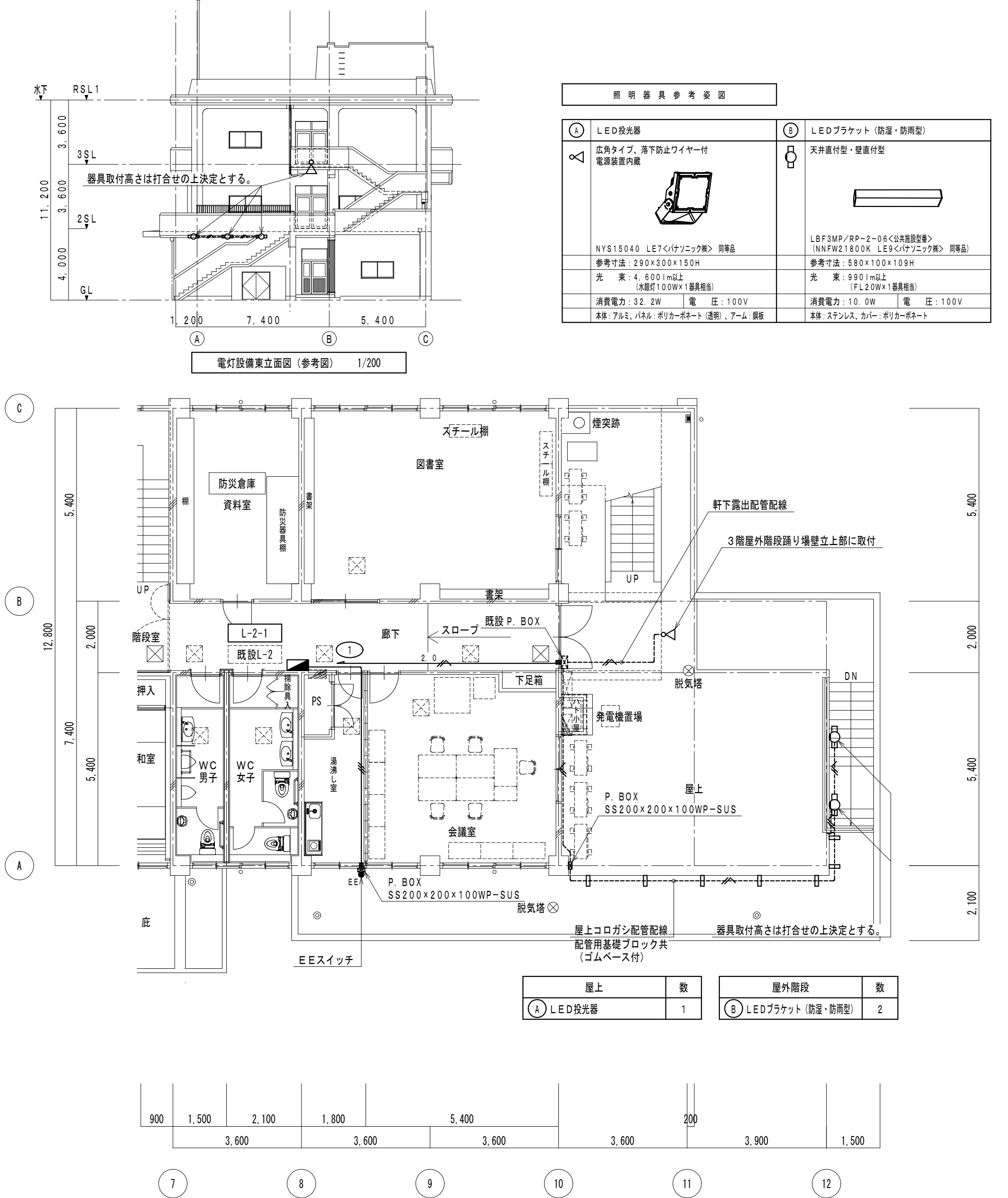
	I Z U M I S E K K E I S H I T U	工事名称	鳴門市青少年会館及び市場・川崎児童館の移転に伴う改修工事のうち電気工事	図面名称	2階幹線動力設備図	縮尺	1/100
		(株) 泉設計室 〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町斉田字浜端西6-1番地	TEL・FAX 088-685-9345	1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治 事務所登録番号 徳島県知事登録第 01046号		図面番号	E-06



1階電灯設備図 1/100

◎特記

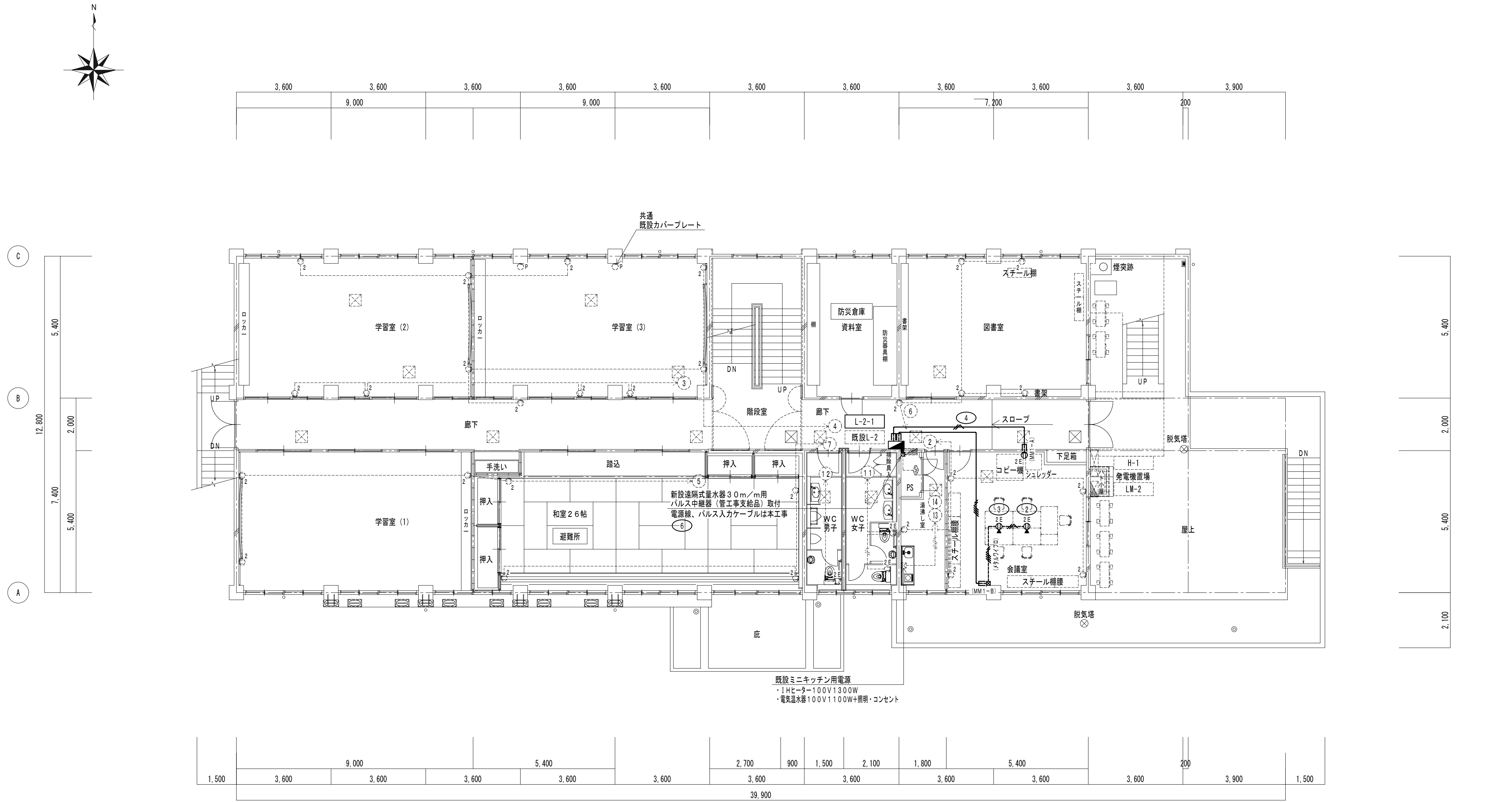
- 図示 部分は既設天井点検口を示す。
- 図示 部分は既設そのまま再利用とする。



2階電灯設備図 1/100

◎特記

- 図示 部分はコア穴明け補修を示す。
- 図示 部分は新設天井点検口＜建築工事＞を示す。
- 図示 部分は既設天井点検口を示す。
- 図示 部分は既設そのまま再利用とする。

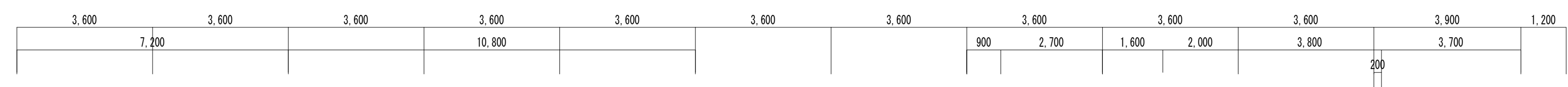


配線表	
記号	配線
・コンセント	
	EM-EEF2. 0-3C (天井内こがし)
	EM-EEF2. 0-3C×2 (天井内こがし)
	EM-EEF2. 0-3C (第一種金属線ひ)
	床露出部分はメタルワイプロとする。
	EM-EEF2. 0-3C×2 (第一種金属線ひ)
	床露出部分はメタルワイプロとする。

2階コンセント設備図 1/100

◎特記
・図示 部分はコア穴明け補修を示す。
・図示 部分は新設天井点検口＜建築工事＞を示す。
・図示 部分は既設天井点検口を示す。
・図示 部分は既設そのまま再利用とする。

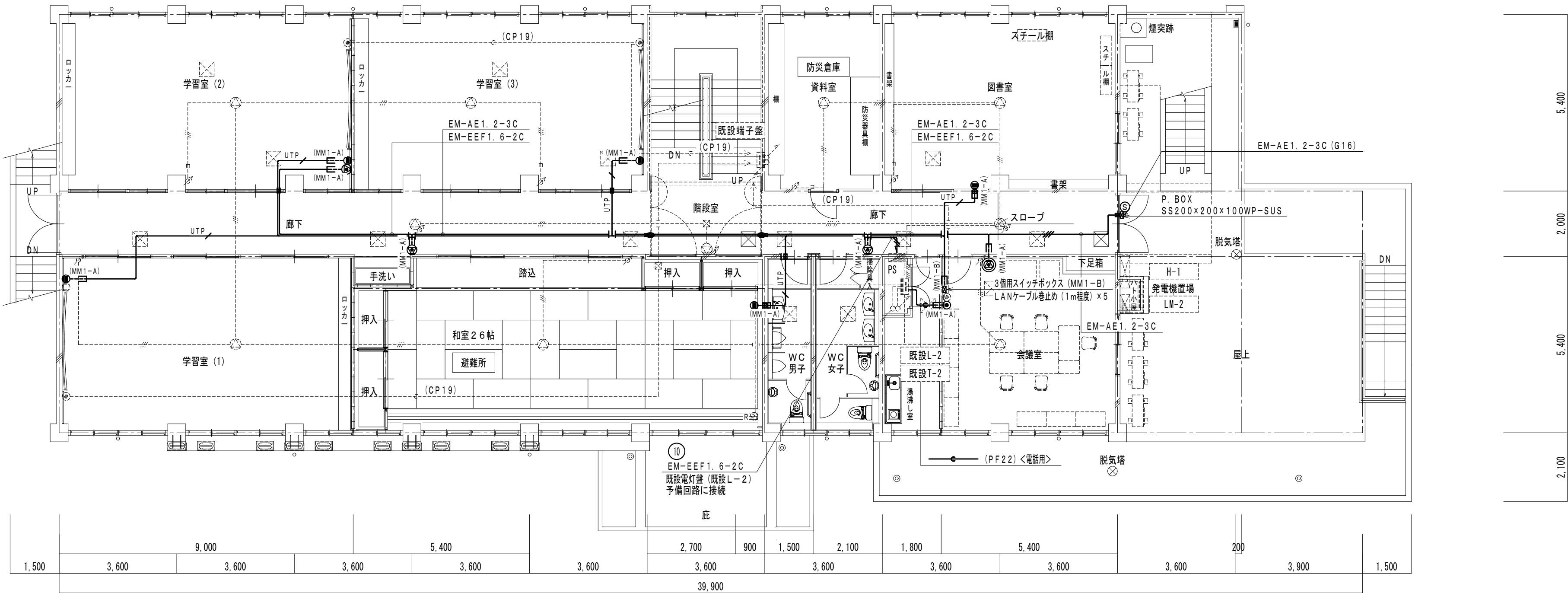
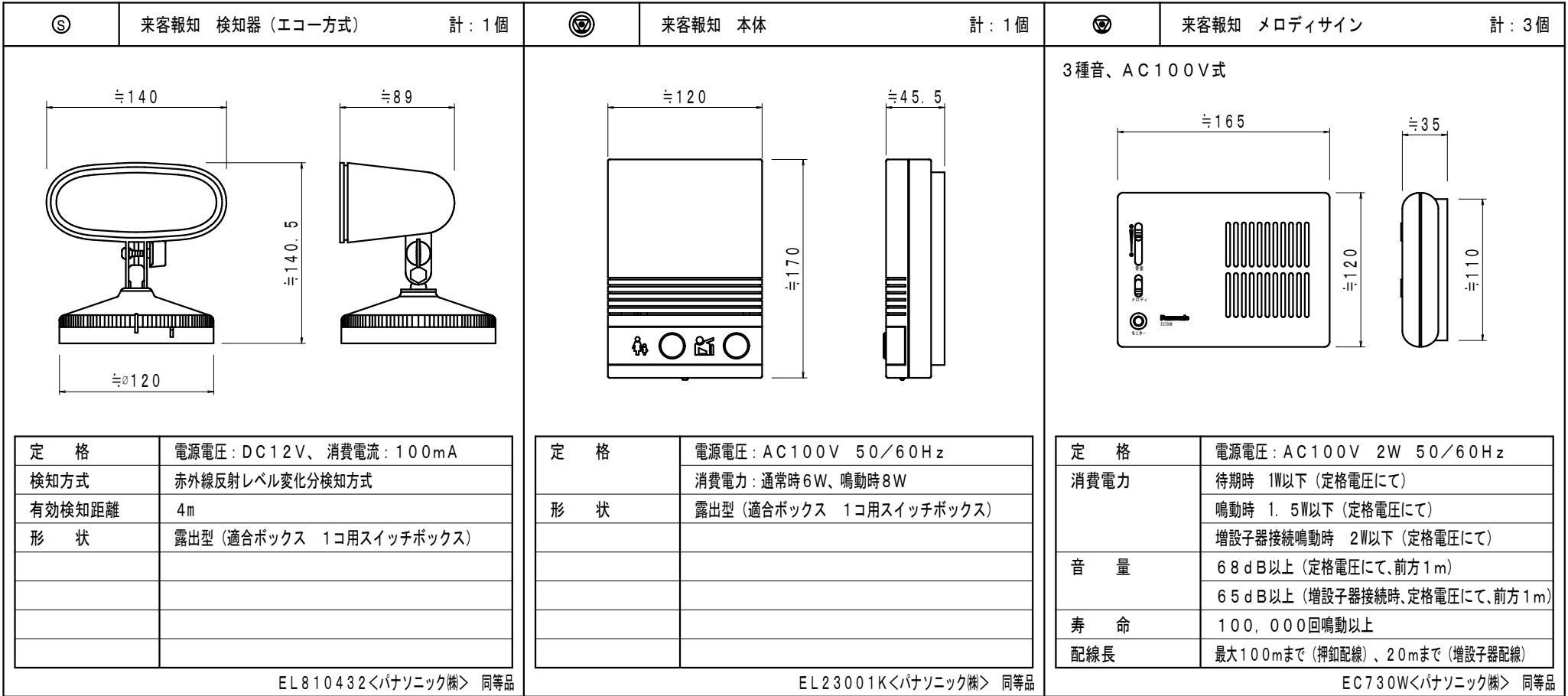
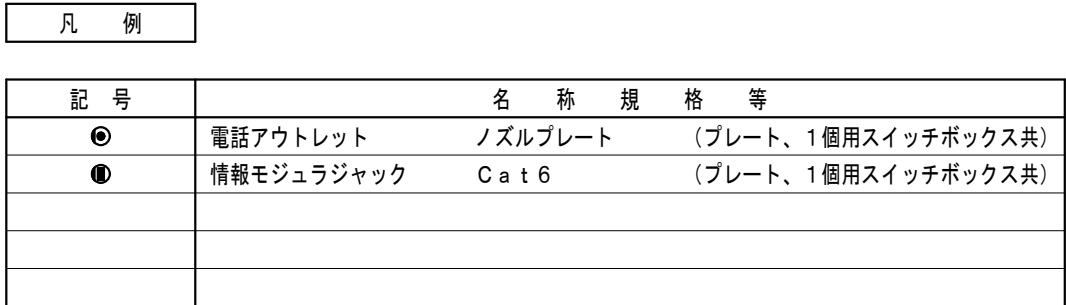
	I Z U M I S E K K E I S H I T U		工事名称	鳴門市青少年会館及び市場・川崎児童館の移転に伴う改修工事のうち電気工事		図面名称	2 階コンセント設備図		縮尺	1/100
			(株) 泉設計室 〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町斉田字浜端西6-1番地 TEL・FAX 088-685-9345			1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治 事務所登録番号 徳島県知事登録第 01046号		図面番号	E-08	



◎特記

- ・図示  部分はコア穴明け補修を示す。
- ・図示  部分は既設天井点検口を示す。
- ・図示  部分は既設そのまま再利用とする。

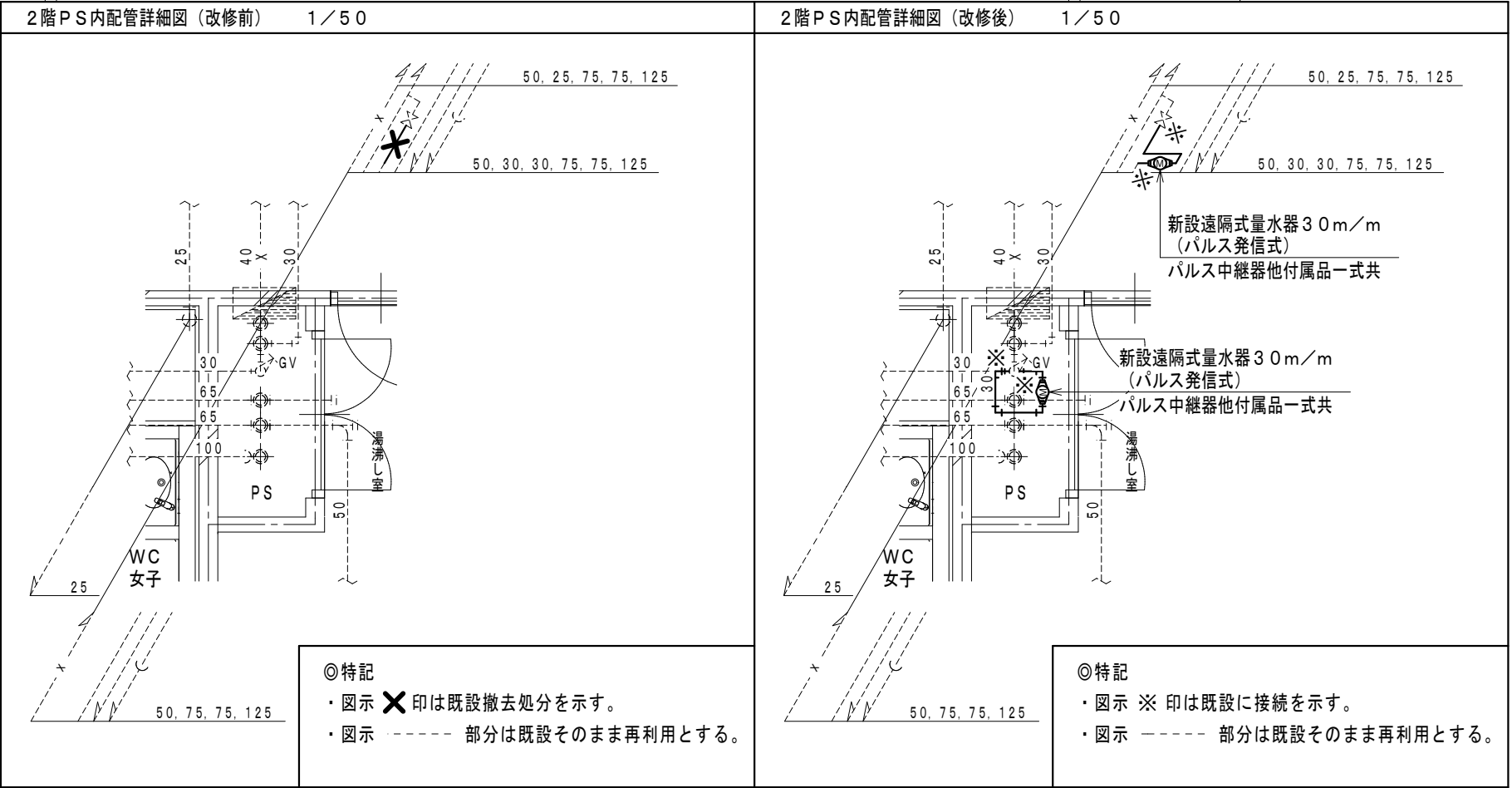
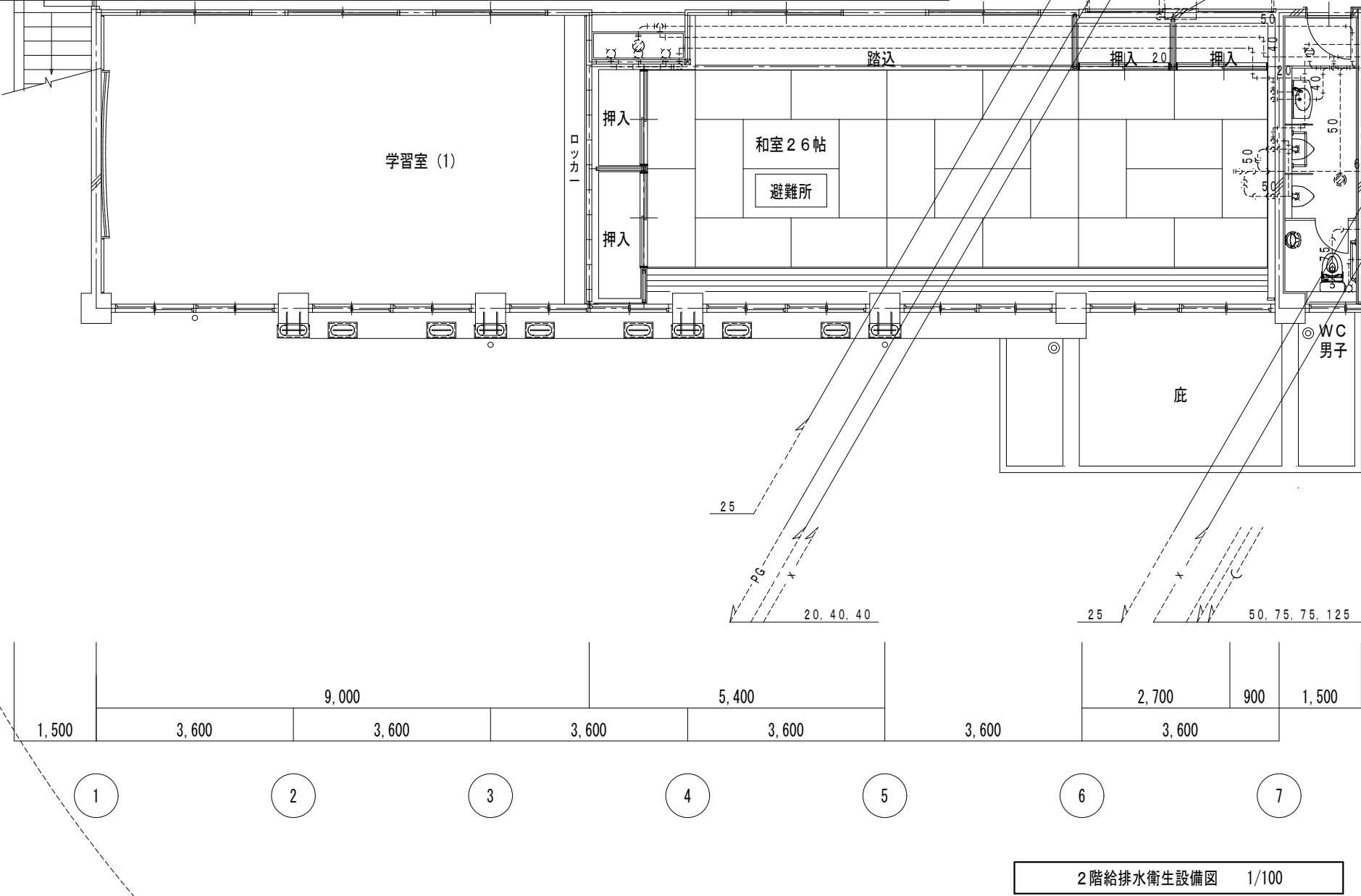
	IZUMI SEKKEISHITU	工事名称	鳴門市青少年会館及び市場・川崎児童館の移転に伴う改修工事のうち電気工事	図面名称	1階情報・通信設備図	縮尺	1/100
		(株) 泉設計室 〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町斉田字浜端西6-1番地 TEL・FAX 088-685-9345		1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治 事務所登録番号 徳島県知事登録第 01046号		図面番号	E-09



配 線 表	
図中記入なき配線は下記とする。	
記 号	配 線
・ 電話用配管設備	
 (PF22)	空配管 (PF22) (天井内ころがし)
・ 情報設備	
 UTP	EM-UTP-Cat 6 (天井内ころがし)
※特記 1. 空配管には呼び鉄線を入線のこと。 2. 露出部は第一種金属線びに収容のこと。	

	IZUMI SEKKEISHITU	工事名称	鳴門市青少年会館及び市場・川崎児童館の移転に伴う改修工事のうち電気工事	図面名称	2 階情報・通信設備図	縮尺	1/100
		(株) 泉設計室 〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町斉田字浜端西6-1番地 TEL・FAX 088-685-9345		1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治 事務所登録番号 徳島県知事登録第 01046号		図面番号	E-10

管工事特記仕様書		
1. 共通仕様		
特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和4年版)」(ただし、改修工事の場合は「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和4年版)」)及び「公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)(令和4年版)」による。なお、本工事が建築工事又は電気設備工事を含む場合は、それぞれの工事に係る標準仕様書による。		
また、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「機械設備工事監理指針(令和4年版)」を参考とする。		
2. 一般事項		
1) 本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官公署への諸手続などの費用は本工事に含む。		
官公署その他への届出手続等は(標仕 <I>1.1.3)により行う。なお、(監理指針 <I>1.1.4)を参考とする。		
2) 工事の着手に先立ち工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督員に提出する。また、品質計画及び工種別の施工計画書並びに施工図等を当該工事の施工に先立ち作成し、監督員に提出する。品質計画及び施工図等については、監督員の承諾を受ける。(標仕 <I>1.2.2、<I>1.2.3)		
品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき確認、試験又は検査を行う。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施す。		
また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとる。(標仕 <I>1.3.4、監理指針 <I>1.3.4)		
使用する機材が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料(製作図、試験成績書を含む)を監督員に提出する。		
(製作図、試験成績書を含む)を監督員に提出する。(JISマーク等表示品を除く)(標仕 <I>1.4.2)		
上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。		
3) 設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、「疑義に対する協議等」(標仕 <I>1.1.8)による。		
4) 本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿を提出する。		
5) 本工事のうち建築工事、電気工事及び管工事について下請業者を使用する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すること。		
6) 機器類は、図示する形状又は配管などの取出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。		
7) 既存のコンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開けは、原則としてダイヤモンドカッターによる。(改修標仕 <2>4.1.3)		
梁、スラブ等の構造体貫通の場合は、施工方法について監督員の確認を受けた後に施工する。		
8) 本工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成にならい補修する。		
3. 工事範囲		
下記工事項目を本工事の範囲とする。		
1) 給水設備工事		
シンボル	名称	規格等
-----	給水管(屋内一般)	耐衝撃性硬質塩化ビニール管 (JIS K 6742) HIVP



IZUMI SEKKEISHITU		工事名称	鳴門市青少年会館及び市場・川崎児童館の移転に伴う改修工事のうち電気工事		図面名称	2階給排水衛生設備図	縮尺	1/100, 1/50
			(株) 泉設計室 〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町斉田字浜端西6-1番地		1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治 事務所登録番号 徳島県知事登録第 01046号	図面番号	P-01	